

計議第 3 4 4 号、計議第 3 4 6 ～ 3 4 9 号議案参考資料 1

計議第 3 4 4 号議案	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 用途地域の変更（京都市決定）
計議第 3 4 6 号議案	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 高度地区の変更（京都市決定）
計議第 3 4 7 号議案	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 地区計画の変更（京都市決定） （洛西ニュータウン・タウンセンター地区地区計画）
計議第 3 4 8 号議案	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 地区計画の変更（京都市決定） （大枝北福西町二丁目地区計画）
計議第 3 4 9 号議案	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 地区計画の変更（京都市決定） （大枝南福西町二丁目・三丁目地区計画）

目次	P. 1	計議第 3 4 4 号議案	理由説明書
	P. 3	計議第 3 4 4 号議案	新旧対照表
	P. 5	計議第 3 4 6 号議案	理由説明書
	P. 7	計議第 3 4 6 号議案	新旧対照表
	P. 27	計議第 3 4 7 号議案	理由説明書
	P. 28	計議第 3 4 7 号議案	新旧対照表
	P. 30	計議第 3 4 8 号議案	理由説明書
	P. 31	計議第 3 4 8 号議案	新旧対照表
	P. 33	計議第 3 4 9 号議案	理由説明書
	P. 34	計議第 3 4 9 号議案	新旧対照表

理由説明書

洛西ニュータウンに係る箇所

らくなん進都は、油小路通を中心とした、京都市南部地域に新たな都市機能の集積を誘導する「創造のまちづくり」の中核を担う地区で、本市では、平成21年に「らくなん進都まちづくり推進プログラム」、平成24年に都市計画マスタープランの「地域まちづくり構想」、平成26年に「らくなん進都まちづくりの取組方針」を策定し、住民・企業・行政の参画する「らくなん進都整備推進協議会」を核としながら、パートナーシップ型都市づくりを推進している。

加えて、令和5年3月に、らくなん進都内の東高瀬川エリアにおいて、地元企業が中心となり、京都の新たな産業活力を生み出すビジネスパークの創出を目指した「東高瀬川ビジネスパーク構想」がとりまとめられた。

さらに、同年5月にはらくなん進都整備推進協議会において、「東高瀬川ビジネスパーク構想」をまちづくりの方針の一つと位置付け、らくなん進都エリア全体の産業集積に向けた取組施策を展開していくことが決定された。

本都市計画は、らくなん進都中央部地区（鴨川以南・油掛通以北）のうち、産業集積のポテンシャルが高いエリアにおいて、ものづくり産業の本社・工場やオフィス・ラボ等の更なる集積を促進することを目的に、用途地域を変更するものである。

また、京都市が初めて大規模計画住宅団地として開発した洛西ニュータウンは、住宅や道路、公園、教育施設などが計画的に整備され、ゆとりある緑豊かな居住環境が形成されてきた地区である。

一方で洛西ニュータウンは、まちびらきから50年近くが経過し、著しい人口減少や少子化、施設の老朽化、店舗の撤退などによる生活利便性の低下などが進んでいる。

本都市計画は、洛西ニュータウンにおいて用途地域を変更することにより、生活利便施設や働く場など多様な機能の誘導を図り、住民が安心して住み続けられるとともに、若者・子育て世代の移住・定住を促進し、ニュータウンの再生と持続可能なまちの実現を目指すものである。

京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

用 途 地 域 の 変 更（京都市決定）

京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

用 途 地 域 の 変 更（京都市決定）

 洛西ニュータウン
に係る箇所

（新）

都市計画用途地域を次のように変更する。

下線が変更箇所

種類	面積			建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居専用地域	約	148	ha	5/10 以下	3/10 以下	—	100 m ²	10m	1.0%
	約	896	ha	6/10 以下	4/10 以下	—	100 m ²	10m	6.0%
	約	1,994	ha	8/10 以下	5/10 以下	—	100 m ²	10m	13.3%
	約	496	ha	10/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	10m	3.3%
	小計	約	3,534	ha					23.6%
第二種低層住居専用地域	約	17	ha	8/10 以下	5/10 以下	—	100 m ²	10m	0.1%
	約	3	ha	10/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	10m	0.0%
	小計	約	21	ha					0.1%
第一種中高層住居専用地域	約	94	ha	15/10 以下	5/10 以下	—	—	—	0.6%
	約	2,037	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	13.6%
	約	12	ha	30/10 以下	6/10 以下				0.1%
	小計	約	2,143	ha					14.3%
第二種中高層住居専用地域	約	820	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	5.5%
	約	35	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.2%
	小計	約	855	ha					5.7%
第一種住居地域	約	1,743	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	11.6%
	約	67	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.4%
	小計	約	1,810	ha					12.0%
第二種住居地域	約	993	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	6.6%
	約	204	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.4%
	小計	約	1,197	ha					8.0%
準住居地域	約	8	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.1%
	約	77	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.5%
	小計	約	85	ha					0.6%
近隣商業地域	約	209	ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	1.4%
	約	737	ha	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	4.9%
	約	73	ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	0.5%
	小計	約	1,019	ha					6.8%
商業地域	約	16	ha	30/10 以下	—	—	—	—	0.1%
	約	515	ha	40/10 以下	—	—	—	—	3.4%
	約	64	ha	50/10 以下	—	—	—	—	0.4%
	約	251	ha	60/10 以下	—	—	—	—	1.7%
	約	254	ha	70/10 以下	—	—	—	—	1.7%
	小計	約	1,100	ha					7.3%
準工業地域	約	1,491	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	10.0%
	約	179	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.2%
	約	40	ha	40/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.3%
	約	145	ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	0.9%
	小計	約	1,855	ha					12.4%
工業地域	約	433	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.9%
	約	491	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	3.3%
	約	368	ha	40/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.5%
	小計	約	1,292	ha					8.7%
工業専用地域	約	68	ha	40/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.5%
合計	約	14,980	ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

（旧）

都市計画用途地域を次のように変更する。

下線が変更箇所

種類	面積		建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考	
第一種低層住居専用地域	約	148	ha	5/10 以下	3/10 以下	—	100 m ²	10m	1.0%
	約	896	ha	6/10 以下	4/10 以下	—	100 m ²	10m	6.0%
	約	2,003	ha	8/10 以下	5/10 以下	—	100 m ²	10m	13.4%
	約	496	ha	10/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	10m	3.3%
	小計	約	3,543	ha					23.7%
第二種低層住居専用地域	約	17	ha	8/10 以下	5/10 以下	—	100 m ²	10m	0.1%
	約	3 .7	ha	10/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	10m	0.0%
	小計	約	21	ha					0.1%
第一種中高層住居専用地域	約	94	ha	15/10 以下	5/10 以下	—	—	—	0.6%
	約	2,188	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	14.6%
	約	12	ha	30/10 以下	6/10 以下				0.1%
	小計	約	2,294	ha					15.3%
第二種中高層住居専用地域	約	672	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	4.5%
	約	35	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.2%
	小計	約	707	ha					4.7%
第一種住居地域	約	1,752	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	11.7%
	約	67	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.4%
	小計	約	1,819	ha					12.1%
第二種住居地域	約	993	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	6.6%
	約	204	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.4%
	小計	約	1,197	ha					8.0%
準住居地域	約	8 .0	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.1%
	約	77	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.5%
	小計	約	85	ha					0.6%
近隣商業地域	約	198	ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	1.3%
	約	737	ha	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	4.9%
	約	73	ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	0.5%
	小計	約	1,008	ha					6.7%
商業地域	約	16	ha	30/10 以下	—	—	—	—	0.1%
	約	515	ha	40/10 以下	—	—	—	—	3.4%
	約	64	ha	50/10 以下	—	—	—	—	0.4%
	約	280	ha	60/10 以下	—	—	—	—	1.9%
	約	225	ha	70/10 以下	—	—	—	—	1.5%
	小計	約	1,100	ha					7.3%
準工業地域	約	1,584	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	10.6%
	約	214	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.4%
	約	48	ha	40/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.3%
	小計	約	1,846	ha					12.3%
工業地域	約	433	ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.9%
	約	491	ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	3.3%
	約	368	ha	40/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.5%
	小計	約	1,292	ha					8.7%
工業専用地域	約	68	ha	40/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.5%
合計	約	14,980	ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

(適用除外)

1 次の各号のいずれかに掲げる公共施設等の整備等（以下、「公共施設等の整備等」という。）が行われる際、現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば前記の建築物の敷地面積の最低限度（以下、「最低敷地面積」という。）の規定に適合する土地若しくは建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 53 条の 2 第 3 項の規定により最低敷地面積の規定を適用しないこととされる土地で、公共施設等の整備等に伴い、面積が減少し、かつ、最低敷地面積の規定に適合しないものについては、面積減少後の土地についてその全部を一の敷地として使用し、又は公共施設等により分割された各々を一の敷地として使用する場合には、最低敷地面積の規定を適用しない。ただし、公共施設等の整備等が行われる際、既に最低敷地面積の規定に違反していた敷地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の規定に違反することとなる土地についてはこの限りではない。

- (1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）又は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）による道路
ただし、都市計画法第 29 条の規定による許可を受けた開発行為に係るものを除く。
- (2) 河川、水路その他の公共施設
- (3) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）による都市公園
- (4) 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の 3 第 4 項第 3 号に該当する通路

2 前項の規定は、公共施設等の整備等の後に、最低敷地面積の規定に適合するに至った建築物の敷地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の規定に適合するに至った土地については適用しない。

理 由

本都市計画は、らくなん進都中央部地区（鴨川以南・油掛通以北）のうち、産業集積のポテンシャルが高いエリアにおいて、ものづくり産業の本社・工場やオフィス・ラボ等の更なる集積を促進することを目的に、用途地域を変更するものである。

また、洛西ニュータウンにおいて、生活利便施設や働く場など多様な機能の誘導を図り、住民が安心して住み続けられるとともに、若者・子育て世代の移住・定住を促進し、ニュータウンの再生と持続可能なまちの実現を目指し、用途地域を変更するものである。

(適用除外)

1 次の各号のいずれかに掲げる公共施設等の整備等（以下、「公共施設等の整備等」という。）が行われる際、現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば前記の建築物の敷地面積の最低限度（以下、「最低敷地面積」という。）の規定に適合する土地若しくは建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 53 条の 2 第 3 項の規定により最低敷地面積の規定を適用しないこととされる土地で、公共施設等の整備等に伴い、面積が減少し、かつ、最低敷地面積の規定に適合しないものについては、面積減少後の土地についてその全部を一の敷地として使用し、又は公共施設等により分割された各々を一の敷地として使用する場合には、最低敷地面積の規定を適用しない。ただし、公共施設等の整備等が行われる際、既に最低敷地面積の規定に違反していた敷地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の規定に違反することとなる土地についてはこの限りではない。

- (1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）又は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）による道路
ただし、都市計画法第 29 条の規定による許可を受けた開発行為に係るものを除く。
- (2) 河川、水路その他の公共施設
- (3) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）による都市公園
- (4) 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の 3 第 4 項第 3 号に該当する通路

2 前項の規定は、公共施設等の整備等の後に、最低敷地面積の規定に適合するに至った建築物の敷地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の規定に適合するに至った土地については適用しない。

理 由

本都市計画は、暮らしの豊かさや利便性につながる都市機能を集積・充実させるとともに、若者・子育て世代が「京都で住みたい、学びたい、働きたい、子育てしたい」とより一層思える魅力的な空間の創出を図ることを目的に、用途地域を変更するものである。

理由説明書

洛西ニュータウンに係る箇所

らくなん進都は、油小路通を中心とした、京都市南部地域に新たな都市機能の集積を誘導する「創造のまちづくり」の中核を担う地区で、本市では、平成21年に「らくなん進都まちづくり推進プログラム」、平成24年に都市計画マスタープランの「地域まちづくり構想」、平成26年に「らくなん進都まちづくりの取組方針」を策定し、住民・企業・行政の参画する「らくなん進都整備推進協議会」を核としながら、パートナーシップ型都市づくりを推進している。

加えて、令和5年3月に、らくなん進都内の東高瀬川エリアにおいて、地元企業が中心となり、京都の新たな産業活力を生み出すビジネスパークの創出を目指した「東高瀬川ビジネスパーク構想」がとりまとめられた。

さらに、同年5月にはらくなん進都整備推進協議会において、「東高瀬川ビジネスパーク構想」をまちづくりの方針の一つと位置付け、らくなん進都エリア全体の産業集積に向けた取組施策を展開していくことが決定された。

本都市計画は、らくなん進都中央部地区（鴨川以南・油掛通以北）のうち、産業集積のポテンシャルが高いエリアにおいて、ものづくり産業の本社・工場やオフィス・ラボ等の更なる集積を促進することを目的に、高度地区を変更するものである。

また、京都市が初めて大規模計画住宅団地として開発した洛西ニュータウンは、住宅や道路、公園、教育施設などが計画的に整備され、ゆとりある緑豊かな居住環境が形成されてきた地区である。

一方で洛西ニュータウンは、まちびらきから50年近くが経過し、著しい人口減少や少子化、施設の老朽化、店舗の撤退などによる生活利便性の低下などが進んでいる。

本都市計画は、洛西ニュータウンにおいて高度地区を変更することにより、まちの核であるタウンセンターとしての機能の維持・充実と多様な世代のニーズに合った良質なにぎわい及び居住環境の形成や、公園施設の柔軟な利活用を図り、住民が安心して住み続けられるとともに、若者・子育て世代の移住・定住を促進し、ニュータウンの再生と持続可能なまちの実現を目指すものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
高度地区の変更（京都市決定）

（新）

都市計画高度地区を次のように変更する。

——下線が変更箇所

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度	備 考
10m高度地区	約 <u>3,554</u> ha	建築物の高さは、その最高限度を10メートル（階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物（以下「塔屋等」という。）の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、10メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の全部並びに第一種中高層住居専用地域の一部
12m 第1種高度地区	約 <u>396</u> ha	建築物の高さは、その最高限度を12メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、12メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの以下とする。	第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の各一部
12m 第2種高度地区	約 234 ha	建築物の高さは、その最高限度を12メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、12メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域及び第二種住居地域の各一部

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
高度地区の変更（京都市決定）

洛西ニュータウン
に係る箇所

（旧）

都市計画高度地区を次のように変更する。

——下線が変更箇所

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度	備 考
10m高度地区	約 <u>3,563</u> ha	建築物の高さは、その最高限度を10メートル（階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物（以下「塔屋等」という。）の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、10メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の全部並びに第一種中高層住居専用地域の一部
12m 第1種高度地区	約 <u>387</u> ha	建築物の高さは、その最高限度を12メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、12メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの以下とする。	第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の各一部
12m 第2種高度地区	約 234 ha	建築物の高さは、その最高限度を12メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、12メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域及び第二種住居地域の各一部

(新)			
12m 第3種高度地区	約 63 ha	建築物の高さは、その最高限度を12メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、12メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	近隣商業地域及び準工業地域の各一部
12m 第4種高度地区	約 74 ha	建築物の高さは、その最高限度を12メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、12メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	近隣商業地域及び商業地域の各一部
15m 第1種高度地区	約 <u>1,954</u> ha	建築物の高さは、その最高限度を15メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、15メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの以下とする。	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び第二種住居地域の各一部
15m 第2種高度地区	約 1,360 ha	建築物の高さは、その最高限度を15メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、15メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の各一部

(旧)			
12m 第3種高度地区	約 63 ha	建築物の高さは、その最高限度を12メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、12メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	近隣商業地域及び準工業地域の各一部
12m 第4種高度地区	約 74 ha	建築物の高さは、その最高限度を12メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、12メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	近隣商業地域及び商業地域の各一部
15m 第1種高度地区	約 <u>1,965</u> ha	建築物の高さは、その最高限度を15メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、15メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの以下とする。	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び第二種住居地域の各一部
15m 第2種高度地区	約 1,360 ha	建築物の高さは、その最高限度を15メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、15メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の各一部

(新)

15m 第3種高度地区	約 <u>923</u> ha	建築物の高さは、その最高限度を15メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、15メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	近隣商業地域及び準工業地域の各一部
15m 第4種高度地区	約 457 ha	建築物の高さは、その最高限度を15メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、15メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とする。	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の各一部
20m 第1種高度地区	約 816 ha	建築物の高さは、その最高限度を20メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの以下とする。	第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の各一部
20m 第2種高度地区	約 <u>1,362</u> ha	建築物の高さは、その最高限度を20メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の各一部

(旧)

15m 第3種高度地区	約 <u>912</u> ha	建築物の高さは、その最高限度を15メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、15メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	近隣商業地域及び準工業地域の各一部
15m 第4種高度地区	約 457 ha	建築物の高さは、その最高限度を15メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、15メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とする。	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の各一部
20m 第1種高度地区	約 816 ha	建築物の高さは、その最高限度を20メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの以下とする。	第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の各一部
20m 第2種高度地区	約 <u>1,372</u> ha	建築物の高さは、その最高限度を20メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の各一部

(新)			
20m 第3種高度地区	約 998 ha	建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	近隣商業地域及び準工業地域の各一部
20m 第4種高度地区	約 579 ha	建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の各一部
25m高度地区	約 61 ha	建築物の高さは、その最高限度を25メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、25メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。	商業地域の一部
31m 第1種高度地区	約 <u>549</u> ha	建築物の高さは、その最高限度を31メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の各一部

(旧)			
20m 第3種高度地区	約 998 ha	建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	近隣商業地域及び準工業地域の各一部
20m 第4種高度地区	約 579 ha	建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の各一部
25m高度地区	約 61 ha	建築物の高さは、その最高限度を25メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、25メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。	商業地域の一部
31m 第1種高度地区	約 <u>539</u> ha	建築物の高さは、その最高限度を31メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の各一部

(新)			
3 1 m 第2種高度地区	約 6.2 ha	1 次に掲げる(1)から(3)までの全てを満たす建築物の高さは、その最高限度を3 1メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、3 1メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 (1) 敷地が五条通に2メートル以上接し、かつ、敷地面積が1, 0 0 0平方メートル以上の建築物 (2) 敷地内の全ての建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から五条通の境界線までの距離が2メートル以上、かつ、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から五条通以外の敷地境界線までの距離が1メートル以上の敷地に存する建築物（建築基準法施行令（以下「建基法施行令」という。）第1 3 0条の1 2に定める建築物の部分を除く。） (3) 事務所若しくは研究施設（以下「事務所等」という。）又は延べ面積の2分の1以上を事務所等の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねる建築物 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を2 0メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、2 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	商業地域の一部

(旧)			
3 1 m 第2種高度地区	約 6.2 ha	1 次に掲げる(1)から(3)までの全てを満たす建築物の高さは、その最高限度を3 1メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、3 1メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 (1) 敷地が五条通に2メートル以上接し、かつ、敷地面積が1, 0 0 0平方メートル以上の建築物 (2) 敷地内の全ての建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から五条通の境界線までの距離が2メートル以上、かつ、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から五条通以外の敷地境界線までの距離が1メートル以上の敷地に存する建築物（建築基準法施行令（以下「建基法施行令」という。）第1 3 0条の1 2に定める建築物の部分を除く。） (3) 事務所若しくは研究施設（以下「事務所等」という。）又は延べ面積の2分の1以上を事務所等の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねる建築物 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を2 0メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、2 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	商業地域の一部

(新)			
3 1 m 第 3 種高度地区	約 19 ha	1 工場、事務所若しくは研究施設（以下「工場等」という。）又は延べ面積の2分の1以上を工場等の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねる建築物の高さは、その最高限度を3 1メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、3 1メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を2 0メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、2 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	工業地域の一部
3 1 m 第 4 種高度地区	約 291 ha	1 工場等若しくは倉庫又は延べ面積の2分の1以上を工場等若しくは倉庫の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねる建築物の高さは、その最高限度を3 1メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、3 1メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を2 0メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、2 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	工業地域の一部

(旧)			
3 1 m 第 3 種高度地区	約 19 ha	1 工場、事務所若しくは研究施設（以下「工場等」という。）又は延べ面積の2分の1以上を工場等の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねる建築物の高さは、その最高限度を3 1メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、3 1メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を2 0メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、2 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	工業地域の一部
3 1 m 第 4 種高度地区	約 291 ha	1 工場等若しくは倉庫又は延べ面積の2分の1以上を工場等若しくは倉庫の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねる建築物の高さは、その最高限度を3 1メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、3 1メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を2 0メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、2 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	工業地域の一部

(新)			
3 1 m 第 5 種高度地区	約 21 ha	1 次に掲げる(1)及び(2)を満たす建築物の高さは、その最高限度を3 1メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、3 1メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 (1) 敷地が油小路通、烏丸通、河原町通又は九条大路に6メートル以上接し、かつ、敷地面積が5 0 0平方メートル以上の建築物 (2) 事務所等又は延べ面積の2分の1以上を事務所等の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所、幼保連携型認定こども園若しくは共同住宅の用途を兼ねる建築物（共同住宅の用途に供する部分は延べ面積の3分の1以下とする。） 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を2 0メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、2 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	商業地域の一部

(旧)			
3 1 m 第 5 種高度地区	約 21 ha	1 次に掲げる(1)及び(2)を満たす建築物の高さは、その最高限度を3 1メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、3 1メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 (1) 敷地が油小路通、烏丸通、河原町通又は九条大路に6メートル以上接し、かつ、敷地面積が5 0 0平方メートル以上の建築物 (2) 事務所等又は延べ面積の2分の1以上を事務所等の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所、幼保連携型認定こども園若しくは共同住宅の用途を兼ねる建築物（共同住宅の用途に供する部分は延べ面積の3分の1以下とする。） 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を2 0メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、2 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	商業地域の一部

(新)			
3 1 m 第 6 種高度地区	約 21 ha	1 次に掲げる(1)及び(2)を満たす建築物の高さは、その最高限度を3 1メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、3 1メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 (1) 敷地が油小路通、烏丸通、竹田街道、河原町通又は九条大路に6メートル以上接し、かつ、敷地面積が5 0 0平方メートル以上の建築物 (2) 事務所等又は延べ面積の2分の1以上を事務所等の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所、幼保連携型認定こども園若しくは共同住宅の用途を兼ねる建築物（共同住宅の用途に供する部分は延べ面積の3分の1以下とする。） 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を2 5メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、2 5メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。	商業地域の一部

(旧)			
3 1 m 第 6 種高度地区	約 21 ha	1 次に掲げる(1)及び(2)を満たす建築物の高さは、その最高限度を3 1メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、3 1メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 (1) 敷地が油小路通、烏丸通、竹田街道、河原町通又は九条大路に6メートル以上接し、かつ、敷地面積が5 0 0平方メートル以上の建築物 (2) 事務所等又は延べ面積の2分の1以上を事務所等の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所、幼保連携型認定こども園若しくは共同住宅の用途を兼ねる建築物（共同住宅の用途に供する部分は延べ面積の3分の1以下とする。） 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を2 5メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、2 5メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。	商業地域の一部

(新)			
3 1 m 第 7 種高度地区	約 11 ha	1 次に掲げる(1)及び(2)を満たす建築物の高さは、その最高限度を3 1メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、3 1メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 (1) 敷地が七条通又は七本松通に2メートル以上接する建築物 (2) 1階における建築物の床面積（建築基準法（以下「建基法」という。）第5 2条第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない建築物の部分の床面積を除く。この号、3 1 m第8種高度地区第1項第3号、空間創出型高度地区第2項第3号及び備考5において同じ。）のうち、次に掲げる用途（当該用途に供する建築物に付属する施設の用途を含む。）以外の用途（以下「特定用途」という。）に供する部分（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅にあっては、その居住の用に供する部分以外の部分）の床面積の合計（以下「特定用途面積」という。）が当該階の床面積の2分の1以上であるもの ア 住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを除く。） イ 共同住宅 ウ 寄宿舎又は下宿 エ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。） オ 倉庫その他これに類するもの 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を2 0メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、2 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	商業地域及び準工業地域の各一部

(旧)			
3 1 m 第 7 種高度地区	約 11 ha	1 次に掲げる(1)及び(2)を満たす建築物の高さは、その最高限度を3 1メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、3 1メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 (1) 敷地が七条通又は七本松通に2メートル以上接する建築物 (2) 1階における建築物の床面積（建築基準法（以下「建基法」という。）第5 2条第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない建築物の部分の床面積を除く。この号、3 1 m第8種高度地区第1項第3号、空間創出型高度地区第2項第3号及び備考5において同じ。）のうち、次に掲げる用途（当該用途に供する建築物に付属する施設の用途を含む。）以外の用途（以下「特定用途」という。）に供する部分（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅にあっては、その居住の用に供する部分以外の部分）の床面積の合計（以下「特定用途面積」という。）が当該階の床面積の2分の1以上であるもの ア 住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを除く。） イ 共同住宅 ウ 寄宿舎又は下宿 エ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。） オ 倉庫その他これに類するもの 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を2 0メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、2 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	商業地域及び準工業地域の各一部

(新)			
3 1 m 第 8 種高度地区	約 25 ha	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、風営法第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は風営法第 2 条第 9 項に規定する店舗型電話異性紹介営業（以下「風俗営業等」という。）以外の用途に供し、次に掲げる(1)から(3)までの全てを満たす建築物の高さは、その最高限度を 3 1 メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内、かつ、その部分の高さが 4 メートルを超える場合においては、3 1 メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに 4 メートルを加えたものとする。）とする。 (1) 敷地が外環状線に 2 メートル以上接する建築物 (2) 建築物の敷地のうち外環状線と建築物の敷地との境界線からの水平距離が 2 メートル以下の範囲内にある部分に空地（建築物を建築し、又は通行上支障がある工作物の類を築造していないものをいう。空間創出型高度地区第 2 項第 2 号において同じ。）が設けられているもの (3) 1 階における特定用途面積が当該階の床面積の 2 分の 1 以上であること。ただし、1 階における特定用途面積と 2 階における特定用途面積の 2 分の 1 に相当する面積との合計が 1 階の床面積の 2 分の 1 以上である建築物については、1 階における特定用途面積が当該階の床面積の 4 分の 1 以上であるもの 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を 2 0 メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内、かつ、その部分の高さが 3 メートルを超える場合においては、2 0 メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに 3 メートルを加えたものとする。）とする。	商業地域の一部分

(旧)			
3 1 m 第 8 種高度地区	約 25 ha	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、風営法第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は風営法第 2 条第 9 項に規定する店舗型電話異性紹介営業（以下「風俗営業等」という。）以外の用途に供し、次に掲げる(1)から(3)までの全てを満たす建築物の高さは、その最高限度を 3 1 メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内、かつ、その部分の高さが 4 メートルを超える場合においては、3 1 メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに 4 メートルを加えたものとする。）とする。 (1) 敷地が外環状線に 2 メートル以上接する建築物 (2) 建築物の敷地のうち外環状線と建築物の敷地との境界線からの水平距離が 2 メートル以下の範囲内にある部分に空地（建築物を建築し、又は通行上支障がある工作物の類を築造していないものをいう。空間創出型高度地区第 2 項第 2 号において同じ。）が設けられているもの (3) 1 階における特定用途面積が当該階の床面積の 2 分の 1 以上であること。ただし、1 階における特定用途面積と 2 階における特定用途面積の 2 分の 1 に相当する面積との合計が 1 階の床面積の 2 分の 1 以上である建築物については、1 階における特定用途面積が当該階の床面積の 4 分の 1 以上であるもの 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を 2 0 メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内、かつ、その部分の高さが 3 メートルを超える場合においては、2 0 メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに 3 メートルを加えたものとする。）とする。	商業地域の一部分

(新)			
3 1 m 第 9 種高度地区	約 262 ha	1 工場等、共同住宅若しくは寄宿舎又は延べ面積の2分の1以上を工場等、共同住宅若しくは寄宿舎の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねるもので次に掲げる(1)から(3)までの全てを満たす建築物の高さは、その最高限度を3 1メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、3 1メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。) (1) 共同住宅又は寄宿舎の住戸の外壁から隣地境界線までの距離が2メートル以上の建築物 (2) 共同住宅又は寄宿舎の住戸の居室及び居室との間に区画となる間仕切壁又は戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)がなく当該居室と一体とみなされる建築物の部分の窓、出入口、排気口、給気口、排気筒、給気筒、屋根及び壁で、直接外気に接するものが、防音上効果がある又は防音上支障がないものとして市長が定める構造である建築物 (3) 共同住宅又は寄宿舎にあつては、環境性能を有するものとして市長が定める建築物 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を2 0メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、2 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)	工業地域の一部

(旧)			
3 1 m 第 9 種高度地区	約 262 ha	1 工場等、共同住宅若しくは寄宿舎又は延べ面積の2分の1以上を工場等、共同住宅若しくは寄宿舎の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねるもので次に掲げる(1)から(3)までの全てを満たす建築物の高さは、その最高限度を3 1メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、3 1メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。) (1) 共同住宅又は寄宿舎の住戸の外壁から隣地境界線までの距離が2メートル以上の建築物 (2) 共同住宅又は寄宿舎の住戸の居室及び居室との間に区画となる間仕切壁又は戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)がなく当該居室と一体とみなされる建築物の部分の窓、出入口、排気口、給気口、排気筒、給気筒、屋根及び壁で、直接外気に接するものが、防音上効果がある又は防音上支障がないものとして市長が定める構造である建築物 (3) 共同住宅又は寄宿舎にあつては、環境性能を有するものとして市長が定める建築物 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を2 0メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、2 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)	工業地域の一部

(新)			
3 1 m 第 1 0 種 高度地区	約 89 ha	1 工場等、共同住宅若しくは寄宿舎又は延べ面積の2分の1以上を工場等、共同住宅若しくは寄宿舎の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねるもの（共同住宅又は寄宿舎にあつては、環境性能を有するものとして市長が定める建築物に限る。）の高さは、その最高限度を3 1メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、3 1メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を2 0メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、2 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	準工業地域の一部

(旧)			
3 1 m 第 1 0 種 高度地区	約 89 ha	1 工場等、共同住宅若しくは寄宿舎又は延べ面積の2分の1以上を工場等、共同住宅若しくは寄宿舎の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねるもの（共同住宅又は寄宿舎にあつては、環境性能を有するものとして市長が定める建築物に限る。）の高さは、その最高限度を3 1メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、3 1メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を2 0メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、2 0メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	準工業地域の一部

(新)			
3 1 m 第 1 1 種 高度地区	約 111 ha	1 共同住宅又は延べ面積の2分の1以上を共同住宅の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねるもので次に掲げる(1)及び(2)を満たす建築物の高さは、その最高限度を31メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。) (1) 敷地面積が3,000平方メートル以上の建築物 (2) 環境性能を有するものとして市長が定める建築物 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を20メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。) とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域及び第二種住居地域の各一部

(旧)			
3 1 m 第 1 1 種 高度地区	約 111 ha	1 共同住宅又は延べ面積の2分の1以上を共同住宅の用途に供し、かつ、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、診療所、保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねるもので次に掲げる(1)及び(2)を満たす建築物の高さは、その最高限度を31メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。) (1) 敷地面積が3,000平方メートル以上の建築物 (2) 環境性能を有するものとして市長が定める建築物 2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは、その最高限度を20メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。) とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域及び第二種住居地域の各一部

(新)			
空間創出型 高度地区	約 38 ha	1 建築物の高さは、その最高限度を31メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 2 前項の規定は、風俗営業等以外の用途に供し、次に掲げる(1)から(4)までの全てを満たすもので、かつ、市長が、当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に支障がないと認めた建築物については、適用しない。 (1) 敷地が外環状線又は大宅西野山線に2メートル以上接する建築物 (2) 建築物の敷地のうち外環状線及び大宅西野山線と建築物の敷地との境界線からの水平距離が3メートル以下の範囲内にある部分に空地が設けられているもの (3) 1階における特定用途面積が当該階の床面積の2分の1以上であること。ただし、1階における特定用途面積と2階における特定用途面積の2分の1に相当する面積との合計が1階の床面積の2分の1以上である建築物については、1階における特定用途面積が当該階の床面積の4分の1以上であるもの (4) 敷地内の全ての建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が2メートル以上の敷地に存する建築物	商業地域の一部

(旧)			
空間創出型 高度地区	約 38 ha	1 建築物の高さは、その最高限度を31メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 2 前項の規定は、風俗営業等以外の用途に供し、次に掲げる(1)から(4)までの全てを満たすもので、かつ、市長が、当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に支障がないと認めた建築物については、適用しない。 (1) 敷地が外環状線又は大宅西野山線に2メートル以上接する建築物 (2) 建築物の敷地のうち外環状線及び大宅西野山線と建築物の敷地との境界線からの水平距離が3メートル以下の範囲内にある部分に空地が設けられているもの (3) 1階における特定用途面積が当該階の床面積の2分の1以上であること。ただし、1階における特定用途面積と2階における特定用途面積の2分の1に相当する面積との合計が1階の床面積の2分の1以上である建築物については、1階における特定用途面積が当該階の床面積の4分の1以上であるもの (4) 敷地内の全ての建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が2メートル以上の敷地に存する建築物	商業地域の一部

(新)

(制限の緩和)

- 1 北側斜線制限（本計画書に定める北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限。以下同じ。）については、建基法施行令第135条の4を準用する。
- 2 建基法第86条第1項、同条第2項若しくは同法第86条の2第1項の規定による認定を受けたもの又は同法第86条第3項、同条第4項、同法第86条の2第2項若しくは同条第3項の規定による許可を受けたものについては、これらの建築物は同一敷地内にあるものとみなす。
- 3 敷地が2以上の高度地区にまたがる場合、それぞれの高度地区の境界（以下「高度地区界」という。）において、高度地区界より北側の敷地の部分に対する北側斜線制限の数値が、当該高度地区より南側の敷地の部分に対する北側斜線制限の数値より大きい場合においては、敷地の全部が当該高度地区界より北側にあるものとみなし、北側斜線制限を適用する。
- 4 12m高度地区において、軒の高さが12メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが15メートル以下、かつ、こう配屋根（10分の3から10分の4.5までの傾きをもつ、切妻、寄棟、入母屋その他これらに類する屋根をいう。以下同じ。）を有する建築物（歴史遺産型美観地区（都市計画法（以下「都計法」という。）第8条第1項第6号に規定する景観地区のうち、歴史遺産型美観地区をいう。以下同じ。）内の建築物を除く。）については、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は15メートルとする。
- 5 15m高度地区において、軒の高さが15メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが18メートル以下、かつ、こう配屋根を有する建築物（歴史遺産型美観地区内の建築物を除く。）については、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は18メートルとする。
- 6 12m高度地区内、かつ、歴史遺産型美観地区（一般地区に限る。）内において、軒の高さが12メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが15メートル以下、かつ、こう配屋根を有する建築物であって、市長が、当該建築物が存する地域の良い景観の形成に資すると認めたものについては、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は15メートルとする。
- 7 15m高度地区内、かつ、歴史遺産型美観地区（一般地区に限る。）内において、軒の高さが15メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが18メートル以下、かつ、こう配屋根を有する建築物であって、市長が、当該建築物が存する地域の良い景観の形成に資すると認めたものについては、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は18メートルとする。
- 8 31m第3種高度地区、31m第4種高度地区又は31m第9種高度地区において、市長が工業の利便の増進に資するものとして認めた建築物は工場等とみなす。

(旧)

(制限の緩和)

- 1 北側斜線制限（本計画書に定める北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限。以下同じ。）については、建基法施行令第135条の4を準用する。
- 2 建基法第86条第1項、同条第2項若しくは同法第86条の2第1項の規定による認定を受けたもの又は同法第86条第3項、同条第4項、同法第86条の2第2項若しくは同条第3項の規定による許可を受けたものについては、これらの建築物は同一敷地内にあるものとみなす。
- 3 敷地が2以上の高度地区にまたがる場合、それぞれの高度地区の境界（以下「高度地区界」という。）において、高度地区界より北側の敷地の部分に対する北側斜線制限の数値が、当該高度地区より南側の敷地の部分に対する北側斜線制限の数値より大きい場合においては、敷地の全部が当該高度地区界より北側にあるものとみなし、北側斜線制限を適用する。
- 4 12m高度地区において、軒の高さが12メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが15メートル以下、かつ、こう配屋根（10分の3から10分の4.5までの傾きをもつ、切妻、寄棟、入母屋その他これらに類する屋根をいう。以下同じ。）を有する建築物（歴史遺産型美観地区（都市計画法（以下「都計法」という。）第8条第1項第6号に規定する景観地区のうち、歴史遺産型美観地区をいう。以下同じ。）内の建築物を除く。）については、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は15メートルとする。
- 5 15m高度地区において、軒の高さが15メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが18メートル以下、かつ、こう配屋根を有する建築物（歴史遺産型美観地区内の建築物を除く。）については、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は18メートルとする。
- 6 12m高度地区内、かつ、歴史遺産型美観地区（一般地区に限る。）内において、軒の高さが12メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが15メートル以下、かつ、こう配屋根を有する建築物であって、市長が、当該建築物が存する地域の良い景観の形成に資すると認めたものについては、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は15メートルとする。
- 7 15m高度地区内、かつ、歴史遺産型美観地区（一般地区に限る。）内において、軒の高さが15メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが18メートル以下、かつ、こう配屋根を有する建築物であって、市長が、当該建築物が存する地域の良い景観の形成に資すると認めたものについては、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は18メートルとする。
- 8 31m第3種高度地区、31m第4種高度地区又は31m第9種高度地区において、市長が工業の利便の増進に資するものとして認めた建築物は工場等とみなす。

(新)

(適用除外)

- 1 10m高度地区、12m第1種高度地区、15m第1種高度地区又は20m第1種高度地区内の建築物で次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものについては、本計画書の北側斜線制限は適用しない。
 - (1) 地階を除く階数が2以下の建築物で、軒の高さが6.5メートル以下、かつ、建築物の高さが10メートル以下でこう配屋根を有するもの
 - (2) 建築物の高さが6.5メートル以下のもの
- 2 次に掲げる建築物については、本計画書の規定を適用しない。
 - (1) 建基法第55条第2項の規定に基づく認定を受けたもの
 - (2) 都計法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域のうち、同法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区内にあり、かつ、同条第2項第3号に規定する地区整備計画において、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度が定められている区域内の建築物で、当該地区計画の内容に適合するもの
 - (3) 都計法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域のうち、同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画において、次に掲げるアからエまでの全ての制限が定められている区域内の建築物で、当該地区計画の内容に適合するもの
 - ア 建築物等の用途の制限
 - イ 壁面の位置の制限
 - ウ 建築物等の高さの最高限度
 - エ 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限
 - (4) 名神高速道路以南、国道1号線以東、宇治川以北、近鉄京都線以西、かつ、東高瀬川以西の地域において、31m第1種高度地区かつ、商業地域又は準工業地域にあり、敷地面積が1,000平方メートル以上、かつ、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路（前面道路が2以上あるときは、その幅員の最大のものをいう。）の境界線までの距離が5メートル以上の建築物（建基法施行令第130条の12に定める建築物の部分を除く。）
 - (5) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）向島ニュータウン地区地区計画の区域のうち、地区整備計画において駅前商業地区、センター商業地区又は高層住宅地区として区分された区域内の建築物で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
 - ア 敷地面積が2,000平方メートル以上のもの
 - イ 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が6メートル以上のもの（建基法施行令第130条の12に定める建築物の部分を除く。）
 - ウ 建基法第53条第1項に規定する建築物の建蔽率が10分の5以下（建基法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地にあつては10分の6以下）の敷地内におけるもの

(旧)

(適用除外)

- 1 10m高度地区、12m第1種高度地区、15m第1種高度地区又は20m第1種高度地区内の建築物で次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものについては、本計画書の北側斜線制限は適用しない。
 - (1) 地階を除く階数が2以下の建築物で、軒の高さが6.5メートル以下、かつ、建築物の高さが10メートル以下でこう配屋根を有するもの
 - (2) 建築物の高さが6.5メートル以下のもの
- 2 次に掲げる建築物については、本計画書の規定を適用しない。
 - (1) 建基法第55条第2項の規定に基づく認定を受けたもの
 - (2) 都計法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域のうち、同法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区内にあり、かつ、同条第2項第3号に規定する地区整備計画において、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度が定められている区域内の建築物で、当該地区計画の内容に適合するもの
 - (3) 都計法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域のうち、同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画において、次に掲げるアからエまでの全ての制限が定められている区域内の建築物で、当該地区計画の内容に適合するもの
 - ア 建築物等の用途の制限
 - イ 壁面の位置の制限
 - ウ 建築物等の高さの最高限度
 - エ 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限
 - (4) 名神高速道路以南、国道1号線以東、宇治川以北、近鉄京都線以西、かつ、東高瀬川以西の地域において、31m第1種高度地区かつ、商業地域又は準工業地域にあり、敷地面積が1,000平方メートル以上、かつ、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路（前面道路が2以上あるときは、その幅員の最大のものをいう。）の境界線までの距離が5メートル以上の建築物（建基法施行令第130条の12に定める建築物の部分を除く。）
 - (5) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）向島ニュータウン地区地区計画の区域のうち、地区整備計画において駅前商業地区、センター商業地区又は高層住宅地区として区分された区域内の建築物で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
 - ア 敷地面積が2,000平方メートル以上のもの
 - イ 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が6メートル以上のもの（建基法施行令第130条の12に定める建築物の部分を除く。）
 - ウ 建基法第53条第1項に規定する建築物の建蔽率が10分の5以下（建基法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地にあつては10分の6以下）の敷地内におけるもの

(新)

(6) 京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）洛西ニュータウン・タウンセンター地区地区計画の区域内の建築物で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 当該建築物の1階における次に掲げる用途（当該用途に供する建築物に付属する施設の用途を含む。）以外の用途に供する部分の床面積の合計（以下この号において「特定用途面積」という。）が当該階の床面積の3分の2以上であり、かつ当該建築物の1階における特定用途面積と2階における特定用途面積の合計が3,000平方メートル以上であるもの

(7) 共同住宅

(イ) 寄宿舎又は下宿

(ウ) 自動車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含み、(7)号から(エ)号に掲げる用途以外の用途に付属する専ら貨物の積卸しその他これに類する業務のための施設を除く。）

(エ) 倉庫その他これに類するもの

イ 建築物（建基法施行令第2条第2項に規定する地盤面上1.5メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その面積の合計）の敷地面積に対する割合が10分の4以下の敷地内におけるもの。

(7) 高度地区に関する都市計画の決定又は変更の際現に存する建築物又は現に建築の工事中の建築物で、当該都市計画において定められた内容に適合しない部分（以下「不適格部分」という。）を有する建築物で、次のアからエまでのいずれかに該当するもの

ただし、高度地区に関する都市計画の決定又は変更の際、当該決定又は変更後の都市計画において定められた内容に相当する従前の都市計画において定められた内容に違反している建築物については、この規定は適用しない。

ア 昇降機等の増築で、市長が、高齢者、障害者等が円滑に利用するためのものと認めるもの

イ 新たに不適格部分を生じさせない増築で、市長が、用途上又は構造上やむを得ないもので、かつ、地域の良好な景観の形成及び周囲の市街地の環境に支障がないと認めるもの

ウ 塔屋等の屋上部分の高さが3メートル（2.5m高度地区、3.1m高度地区又は空間創出型高度地区に存する建築物（建築物の高さの最高限度が2.0メートルの建築物を除く。）にあつては4メートル）を超え、かつ、当該塔屋等が存しないとした場合の建築物の高さが、本計画書に定める建築物の高さの最高限度以下である建築物の増築（新たに不適格部分を生じさせる場合を除く。）

エ 建築物の高さが北側斜線制限（高度地区の種類の変更によるものを除く。）にのみ適合しない建築物の増築（新たに不適格部分を生じさせる場合を除く。）

(旧)

(新設)

(6) 高度地区に関する都市計画の決定又は変更の際現に存する建築物又は現に建築の工事中の建築物で、当該都市計画において定められた内容に適合しない部分（以下「不適格部分」という。）を有する建築物で、次のアからエまでのいずれかに該当するもの

ただし、高度地区に関する都市計画の決定又は変更の際、当該決定又は変更後の都市計画において定められた内容に相当する従前の都市計画において定められた内容に違反している建築物については、この規定は適用しない。

ア 昇降機等の増築で、市長が、高齢者、障害者等が円滑に利用するためのものと認めるもの

イ 新たに不適格部分を生じさせない増築で、市長が、用途上又は構造上やむを得ないもので、かつ、地域の良好な景観の形成及び周囲の市街地の環境に支障がないと認めるもの

ウ 塔屋等の屋上部分の高さが3メートル（2.5m高度地区、3.1m高度地区又は空間創出型高度地区に存する建築物（建築物の高さの最高限度が2.0メートルの建築物を除く。）にあつては4メートル）を超え、かつ、当該塔屋等が存しないとした場合の建築物の高さが、本計画書に定める建築物の高さの最高限度以下である建築物の増築（新たに不適格部分を生じさせる場合を除く。）

エ 建築物の高さが北側斜線制限（高度地区の種類の変更によるものを除く。）にのみ適合しない建築物の増築（新たに不適格部分を生じさせる場合を除く。）

(新)

(許可による特例)

- 1 次の各号のいずれかに該当する建築物で、市長が、当該建築物が存する地域の良好な景観の形成及び周囲の市街地の環境に支障がないと認めて許可したものは、その許可の範囲内において、本計画書の規定による建築物の高さの最高限度を超えることができる。
 - (1) 優れた形態及び意匠を有し、土地利用、建築物の位置、規模及び各部分の高さ等について総合的に配慮がなされていることにより、当該地域又は都市全体の景観の向上に資するもの
 - (2) 学校、病院その他の公共、公益上必要な施設で、当該地域の景観に配慮し、かつ、その機能の確保を図るうえで必要なもの
 - (3) 京都市のまちづくりの方針及び当該建築物が存する地域のまちづくりに関する方針に適合し、土地利用、建築物の位置、規模、形態、意匠、敷地内の空地等について総合的に配慮がなされていることにより、当該地域の良好な景観形成及びまちづくりの推進に貢献する建築物
 - (4) 良好な沿道景観の形成に資するもの（北側斜線制限以外は本計画書の規定による高さの最高限度を超えない場合に限る。）
 - (5) 特例許可を受けた建築物の増築（新たに不適格部分を生じさせず、用途上又は構造上やむを得ないもの）
 - (6) 災害対策その他これに類する理由により緊急に建替えを行う必要があるもの
- 2 市長は、上記 1 の許可を行うに当たっては、良好な景観の保全、形成、市街地の環境の整備改善又はまちづくりの推進を図る観点から、必要な範囲において条件を付することができる。

(旧)

(許可による特例)

- 1 次の各号のいずれかに該当する建築物で、市長が、当該建築物が存する地域の良好な景観の形成及び周囲の市街地の環境に支障がないと認めて許可したものは、その許可の範囲内において、本計画書の規定による建築物の高さの最高限度を超えることができる。
 - (1) 優れた形態及び意匠を有し、土地利用、建築物の位置、規模及び各部分の高さ等について総合的に配慮がなされていることにより、当該地域又は都市全体の景観の向上に資するもの
 - (2) 学校、病院その他の公共、公益上必要な施設で、当該地域の景観に配慮し、かつ、その機能の確保を図るうえで必要なもの
 - (3) 京都市のまちづくりの方針及び当該建築物が存する地域のまちづくりに関する方針に適合し、土地利用、建築物の位置、規模、形態、意匠、敷地内の空地等について総合的に配慮がなされていることにより、当該地域の良好な景観形成及びまちづくりの推進に貢献する建築物
 - (4) 良好な沿道景観の形成に資するもの（北側斜線制限以外は本計画書の規定による高さの最高限度を超えない場合に限る。）
 - (5) 特例許可を受けた建築物の増築（新たに不適格部分を生じさせず、用途上又は構造上やむを得ないもの）
 - (6) 災害対策その他これに類する理由により緊急に建替えを行う必要があるもの
- 2 市長は、上記 1 の許可を行うに当たっては、良好な景観の保全、形成、市街地の環境の整備改善又はまちづくりの推進を図る観点から、必要な範囲において条件を付することができる。

(新)

(備考)

- 1 本計画書において使用する用語は、別に定めるもののほか、建基法及び建基法施行令において使用する用語の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、建築物の高さの算定については、良好な景観の形成を図るために建築物の屋上に設ける修景装置（以下「屋上に設ける修景装置」という。）で次に掲げる(1)から(4)までの全てに適合するもの及び建築設備で次に掲げる(1)に適合するもの高さは、北側斜線制限を除き、当該建築物の高さに算入しない。
 - (1) 屋上に設ける修景装置及び建築設備を除いた部分(以下「本体部分」という。)の最高の高さから当該屋上に設ける修景装置及び建築設備の最上部までの高さが3メートル（2.5m高度地区、3.1m高度地区又は空間創出型高度地区に存する建築物（建築物の高さの最高限度が2.0メートルの建築物を除く。）にあつては4メートル）を超えないこと。
 - (2) 本体部分と構造上分離されていること。
 - (3) 外観が本体部分の外壁面と一体となるものでないこと。
 - (4) 屋上に設ける修景装置の下部の空間が、居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の陳列、保管又は格納その他これらに類する用途に供されるものでないこと。
- 3 敷地が3.1m第2種高度地区第1項第1号、3.1m第5種高度地区第1項第1号、3.1m第6種高度地区第1項第1号、3.1m第7種高度地区第1項第1号、3.1m第8種高度地区第1項第1号、3.1m第11種高度地区第1項第1号又は空間創出型高度地区第2項第1号に規定する接道長さ又は敷地面積の制限を受ける地区とその他の地区にまたがる場合においては、接道長さ又は敷地面積については、その他の地区の敷地の部分を含む。
- 4 建築物が3.1m第2種高度地区第1項第3号、3.1m第3種高度地区第1項、3.1m第4種高度地区第1項、3.1m第5種高度地区第1項第2号、3.1m第6種高度地区第1項第2号、3.1m第8種高度地区第1項本文、3.1m第9種高度地区第1項本文、3.1m第10種高度地区第1項、3.1m第11種高度地区第1項本文又は空間創出型高度地区第2項本文に規定する建築物の用途の制限を受ける地区とその他の地区にまたがる場合においては、建築物の用途については、その他の地区の当該建築物の部分を含む。
- 5 敷地が3.1m第7種高度地区第1項第2号、3.1m第8種高度地区第1項第3号又は空間創出型高度地区第2項第3号に規定する特定用途面積及び床面積の制限を受ける地区とその他の地区にまたがる場合においては、特定用途面積及び床面積については、その他の地区の部分を含む。
- 6 建築物が3.1m第9種高度地区第1項第2号若しくは第3号、3.1m第10種高度地区第1項又は3.1m第11種高度地区第1項第2号に規定する防音上効果がある若しくは防音上支障がない構造又は環境性能の制限を受ける地区とその他の地区にまたがる場合においては、当該構造又は性能の制限は、その他の地区の当該建築物の部分にも適用する。

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

(旧)

(備考)

- 1 本計画書において使用する用語は、別に定めるもののほか、建基法及び建基法施行令において使用する用語の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、建築物の高さの算定については、良好な景観の形成を図るために建築物の屋上に設ける修景装置（以下「屋上に設ける修景装置」という。）で次に掲げる(1)から(4)までの全てに適合するもの及び建築設備で次に掲げる(1)に適合するもの高さは、北側斜線制限を除き、当該建築物の高さに算入しない。
 - (1) 屋上に設ける修景装置及び建築設備を除いた部分(以下「本体部分」という。)の最高の高さから当該屋上に設ける修景装置及び建築設備の最上部までの高さが3メートル（2.5m高度地区、3.1m高度地区又は空間創出型高度地区に存する建築物（建築物の高さの最高限度が2.0メートルの建築物を除く。）にあつては4メートル）を超えないこと。
 - (2) 本体部分と構造上分離されていること。
 - (3) 外観が本体部分の外壁面と一体となるものでないこと。
 - (4) 屋上に設ける修景装置の下部の空間が、居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の陳列、保管又は格納その他これらに類する用途に供されるものでないこと。
- 3 敷地が3.1m第2種高度地区第1項第1号、3.1m第5種高度地区第1項第1号、3.1m第6種高度地区第1項第1号、3.1m第7種高度地区第1項第1号、3.1m第8種高度地区第1項第1号、3.1m第11種高度地区第1項第1号又は空間創出型高度地区第2項第1号に規定する接道長さ又は敷地面積の制限を受ける地区とその他の地区にまたがる場合においては、接道長さ又は敷地面積については、その他の地区の敷地の部分を含む。
- 4 建築物が3.1m第2種高度地区第1項第3号、3.1m第3種高度地区第1項、3.1m第4種高度地区第1項、3.1m第5種高度地区第1項第2号、3.1m第6種高度地区第1項第2号、3.1m第8種高度地区第1項本文、3.1m第9種高度地区第1項本文、3.1m第10種高度地区第1項、3.1m第11種高度地区第1項本文又は空間創出型高度地区第2項本文に規定する建築物の用途の制限を受ける地区とその他の地区にまたがる場合においては、建築物の用途については、その他の地区の当該建築物の部分を含む。
- 5 敷地が3.1m第7種高度地区第1項第2号、3.1m第8種高度地区第1項第3号又は空間創出型高度地区第2項第3号に規定する特定用途面積及び床面積の制限を受ける地区とその他の地区にまたがる場合においては、特定用途面積及び床面積については、その他の地区の部分を含む。
- 6 建築物が3.1m第9種高度地区第1項第2号若しくは第3号、3.1m第10種高度地区第1項又は3.1m第11種高度地区第1項第2号に規定する防音上効果がある若しくは防音上支障がない構造又は環境性能の制限を受ける地区とその他の地区にまたがる場合においては、当該構造又は性能の制限は、その他の地区の当該建築物の部分にも適用する。

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

(新)

理 由

本都市計画は、らくなん進都中央部地区（鴨川以南・油掛通以北）のうち、産業集積のポテンシャルが高いエリアにおいて、ものづくり産業の本社・工場やオフィス・ラボ等の更なる集積を促進することを目的に、高度地区を変更するものである。

また、洛西ニュータウンにおいて、まちの核であるタウンセンターとしての機能の維持・充実と多様な世代のニーズに合った良質なにぎわい及び居住環境の形成や、公園施設の柔軟な利活用を図り、住民が安心して住み続けられるとともに、若者・子育て世代の移住・定住を促進し、ニュータウンの再生と持続可能なまちの実現を目指し、高度地区を変更するものである。

(旧)

理 由

本都市計画は、暮らしの豊かさや利便性につながる都市機能を集積・充実させるとともに、若者・子育て層が「京都で住みたい、学びたい、働きたい、子育てしたい」とより一層思える魅力的な空間の創出を図ることを目的に、高度地区を変更するものである。

理由説明書

当地区は、京都市が初めて大規模計画住宅団地として開発した洛西ニュータウンの中心部に位置しており、洛西ニュータウン計画の基本方針に掲げる「誘引力のある商業施設、公益的施設を集約したワゴンセンターシステムとし、桂川右岸地域の発展の核とする」ことを目的として整備された地区であり、平成21年8月に地区計画を定め、地域の核となる商業サービス機能の充実を図ってきたところである。

一方で洛西ニュータウンは、まちびらきから50年近くが経過し、著しい人口減少や少子化、施設の老朽化、店舗の撤退などによる生活利便性の低下などが進んでいる。

本都市計画は、当地区において地区計画を変更することにより、まちの核であるタウンセンターとしての機能の維持・充実と、多様な世代のニーズに合った良質なにぎわいや居住環境の形成を図り、住民が安心して住み続けられるとともに、若者・子育て世代の移住・定住を促進し、ニュータウンの再生と持続可能なまちの実現を目指すものである。

(新) 京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

地区計画の変更（京都市決定）

都市計画洛西ニュータウン・タウンセンター地区地区計画を次のように変更する。
※ で示す箇所が変更箇所

名	称	洛西ニュータウン・タウンセンター地区地区計画
位	置	京都市西京区大原野東境谷町一丁目、大原野東境谷町二丁目及び大原野東境谷町三丁目の各一部
面	積	約 8.4 ヘクタール
地区計画の目標		
当地区は、洛西ニュータウンの中心部に位置しており、洛西ニュータウン計画の基本方針に掲げる「誘引力のある商業施設、公益的施設を集約したワンセンタースystemとし、桂川右岸地域の発展の核とする」ことを目的として整備された地区である。 <u>一方、洛西ニュータウンにおいては、まちびらきから50年近くが経過し、著しい人口減少や少子化、施設の老朽化、店舗の撤退などによる生活利便性の低下などが進んでいる中、当地区は、京都市都市計画マスタープランにおいて、「洛西バスターミナル周辺の将来像」として、「緑豊かでゆとりある生活空間があらゆる世代に再評価され、生活利便機能や交通結節機能を核とした暮らしを支える多様な機能が充実し、新たなライフスタイルに対応した居住環境が形成されるなど、ニュータウン全体の再生が進展する」とされている。</u> <u>このような地区において、地区計画を定めることにより、まちの核であるタウンセンターとしての機能の維持・充実と、多様な世代のニーズに合った良質なにぎわいや居住環境の形成を図り、持続可能なまちの実現を目指す。</u>		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の <u>方</u> 針	周辺地域を含めたまちの核となるタウンセンターとしての機能の維持・充実及び良質なにぎわいや居住環境の形成に資する土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	建築物の用途の制限により、商業・業務機能及び公共公益施設の更なる充実及び良質なにぎわいや居住環境の形成を図る。

(旧) 京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

地区計画の補正（京都市決定）

都市計画洛西ニュータウン・タウンセンター地区地区計画を次のように補正する。
※ で示す箇所が変更箇所

名	称	洛西ニュータウン・タウンセンター地区地区計画
位	置	京都市西京区大原野東境谷町一丁目、大原野東境谷町二丁目及び大原野東境谷町三丁目の各一部
面	積	約 8.4 ヘクタール
地区計画の目標		
当地区は、洛西ニュータウンの中心部に位置しており、洛西ニュータウン計画の基本方針に掲げる「誘引力のある商業施設、公益的施設を集約したワンセンタースystemとし、桂川右岸地域の発展の核とする」ことを目的として整備された地区で、京都市都市計画マスタープランにおいて「地域の核となる商業サービス機能の充実を図る」こととされ、今後、より一層、周辺地域も含めたまちの核となるタウンセンターとしての機能の維持・充実が望まれる地区である。 <u>このような地区において、地区計画を定めることにより、タウンセンターとしての機能の維持・充実と、良質なにぎわいの更なる創造を図る。</u>		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用に <u>関する</u> 方針	周辺地域を含めたまちの核となるタウンセンターとしての機能の維持・充実に資する土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	建築物の用途の制限により、商業・業務機能及び公共公益施設の更なる充実を図る。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 住宅 <u>2 共同住宅、寄宿舎又は下宿。ただし、1階（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築物の1階。以下この項において同じ。）における次に掲げる用途（当該用途に供する建築物に付属する施設の用途を含む。）以外の用途に供する部分の床面積の合計（以下この項において「特定用途面積」という。）が当該階の床面積の2分の1（1階における特定用途面積と2階（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築物の2階）における特定用途面積の2分の1に相当する面積との合計が1階の床面積の2分の1以上である建築物にあつては、4分の1）以上であるものを除く。</u> <u>(1) 共同住宅</u> <u>(2) 寄宿舎又は下宿</u> <u>(3) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）</u> <u>(4) 倉庫その他これに類するもの</u> 3 工場（建築基準法施行令第130条の6に規定するものを除く。） 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業（同項第5号に規定するものを除く。）、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの 5 建築基準法別表第2（ほ）項第2号に掲げるもの（ゲームセンターを除く。） 6 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 7 倉庫業を営む倉庫

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、洛西ニュータウンにおけるまちの核であるタウンセンターとしての機能の維持・充実と、多様な世代のニーズに合った良質なにぎわいや居住環境の形成を図り、ニュータウンの再生と持続可能なまちの実現を目指し、地区計画を変更するものである。

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の面積	<u>約 7.5 ヘクタール</u>
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 住宅 2 共同住宅 3 工場（建築基準法施行令第130条の6に規定するものを除く。） 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業（同項第5号に規定するものを除く。）、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの 5 建築基準法別表第2（ほ）項第2号に掲げるもの（ゲームセンターを除く。） 6 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 7 倉庫業を営む倉庫

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）の施行に伴い、地区整備計画に定める建築物等の用途の制限について、記載内容の補正を行うものである。

理由説明書

当地区は、京都市が初めて大規模計画住宅団地として開発した洛西ニュータウンの東部に位置し、公園・街路等が整備され、緑豊かな自然環境と閑静な生活環境に恵まれた地区であり、昭和63年1月に地区計画を定め、良好な居住環境の保全を図ってきたところである。

一方で洛西ニュータウンは、まちびらきから50年近くが経過し、著しい人口減少や少子化、施設の老朽化、店舗の撤退などによる生活利便性の低下などが進んでいる。

本都市計画は、当地区において地区計画を変更することにより、公園施設の柔軟な利活用を図り、住民が安心して住み続けられるとともに、若者・子育て世代の移住・定住を促進し、ニュータウンの再生と持続可能なまちの実現を目指すものである。

(新) 京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の変更（京都市決定）

都市計画大枝北福西町二丁目地区計画を次のように変更する。

※ で示す箇所が変更箇所

名 称		大枝北福西町二丁目地区計画
位 置		京都市西京区大枝北福西町二丁目
面 積		約 14.2 ヘクタール
地区計画の目標		当地区は、西京区の西部、大枝地区に位置し、京都市が新住宅市街地開発法に基づき計画的な住宅地形成を図ってきた洛西ニュータウンの一角にある。地区東部には開発以前からの竹林が保全されるとともに公園、街路等が整備され、緑豊かな自然環境と閑静な生活環境に恵まれた地区である。今後ともこの良好な居住環境を保全するとともに、より良い市街地形成を図る。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	低層の住宅地を主体とした土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	低層住宅地として良好な居住環境を保全・整備するため、用途の混在や敷地の細分化の防止を図る。
地区整備計画	地区の面積	約 9.5 ヘクタール
	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所（住宅を兼ねるものを含む） 3 建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅のうち （1）事務所 （2）日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 （3）理髪店、美容院、質屋、貸衣装屋、家庭電気器具店、クリーニング取次ぎ店 （4）学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 4 巡査派出所、公衆電話所その他建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 5 1～4に掲げる建築物に付属する建築物
	建築物の敷地面積の最低限度	170平方メートル
	建築物等の高さの最高限度	10メートル（軒の高さについては、7メートル）

(旧) 京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の変更（京都市決定）

都市計画大枝北福西町二丁目地区計画を次のように変更する。

※ で示す箇所が変更箇所

名 称		大枝北福西町二丁目地区計画
位 置		京都市西京区大枝北福西町二丁目
面 積		約 14.2 ヘクタール
地区計画の目標		当地区は、西京区の西部、大枝地区に位置し、京都市が新住宅市街地開発法に基づき計画的な住宅地形成を図ってきた洛西ニュータウンの一角にある。地区東部には開発以前からの竹林が保全されるとともに公園、街路等が整備され、緑豊かな自然環境と閑静な生活環境に恵まれた地区である。今後ともこの良好な居住環境を保全するとともに、より良い市街地形成を図る。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	低層の住宅地を主体とした土地利用を図る。
	建築物等の整備方針	低層住宅地として良好な居住環境を保全・整備するため、用途の混在や敷地の細分化の防止を図る。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所（住宅を兼ねるものを含む） 3 建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅のうち （1）事務所 （2）日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 （3）理髪店、美容院、質屋、貸衣装屋、家庭電気器具店、クリーニング取次ぎ店 （4）学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 4 巡査派出所、公衆電話所その他建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 5 1～4に掲げる建築物に付属する建築物
	建築物の敷地面積の最低限度	170平方メートル
	建築物等の高さの最高限度	10メートル（軒の高さについては、7メートル）

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、当地区において地区計画を変更することにより、公園施設の柔軟な利活用を図り、住民が安心して住み続けられるとともに、若者・子育て世代の移住・定住を促進し、ニュータウンの再生と持続可能なまちの実現を目指すものである。

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

今回の変更は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）に基づく新用途地域の決定に合わせて、地区計画の修正を行うものである。

理由説明書

当地区は、京都市が初めて大規模計画住宅団地として開発した洛西ニュータウンの南東部に位置し、公園・街路等が整備され、緑豊かな自然環境と閑静な生活環境に恵まれた地区であり、平成3年1月に地区計画を定め、良好な居住環境の保全を図ってきたところである。

一方で洛西ニュータウンは、まちびらきから50年近くが経過し、著しい人口減少や少子化、施設の老朽化、店舗の撤退などによる生活利便性の低下などが進んでいる。

本都市計画は、当地区において地区計画を変更することにより、公園施設の柔軟な利活用を図り、住民が安心して住み続けられるとともに、若者・子育て世代の移住・定住を促進し、ニュータウンの再生と持続可能なまちの実現を目指すものである。

(新) 京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の変更（京都市決定）

都市計画大枝南福西町二丁目・三丁目地区計画を次のように変更する。

※ で示す箇所が変更箇所

名 称		大枝南福西町二丁目・三丁目地区計画
位 置		京都市西京区大枝南福西町二丁目及び三丁目
面 積		約 20.6 ヘクタール
地 区 計 画 の 目 標		当地区は、西京区の西部、大枝地区に位置し、京都市が新住宅市街地開発法に基づき計画的な住宅地形成を図ってきた洛西ニュータウンの一角にある。地区東部には開発以前からの竹林が保全され、地区西部には小畑川の清流が流れており、また公園、街路等が整備され、緑豊かな自然環境と閑静な生活環境に恵まれた地区である。今後ともこの良好な居住環境を保全するとともに、よりよい市街地形成を図る。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土 地 利 用 の 方 針	低層の住宅地を主体とした土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	低層住宅地として良好な居住環境を保全・整備するため、用途の混在や敷地の細分化の防止を図る。
地区整備計画	<u>地 区 の 面 積</u> <u>約 16.8 ヘクタール</u>	
	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所（住宅を兼ねるものを含む） 3 建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅のうち （1）事務所 （2）日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 （3）理髪店、美容院、質屋、貸衣装屋、家庭電気器具店、クリーニング取次ぎ店 （4）学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 4 巡査派出所、公衆電話所その他建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 5 1～4に掲げる建築物に付属する建築物
	建築物の敷地面積の最低限度	170平方メートル
	建築物等の高さの最高限度	10メートル（軒の高さについては、7メートル）

(旧) 京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の変更（京都市決定）

都市計画大枝南福西町二丁目・三丁目地区計画を次のように変更する。

※ で示す箇所が変更箇所

名 称		大枝南福西町二丁目・三丁目地区計画
位 置		京都市西京区大枝南福西町二丁目及び三丁目
面 積		約 20.6 ヘクタール
地 区 計 画 の 目 標		当地区は、西京区の西部、大枝地区に位置し、京都市が新住宅市街地開発法に基づき計画的な住宅地形成を図ってきた洛西ニュータウンの一角にある。地区東部には開発以前からの竹林が保全され、地区西部には小畑川の清流が流れており、また公園、街路等が整備され、緑豊かな自然環境と閑静な生活環境に恵まれた地区である。今後ともこの良好な居住環境を保全するとともに、よりよい市街地形成を図る。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土 地 利 用 の 方 針	低層の住宅地を主体とした土地利用を図る。
	建築物等の整備方針	低層住宅地として良好な居住環境を保全・整備するため、用途の混在や敷地の細分化の防止を図る。
地区整備計画	建築物等に関する事項	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 診療所（住宅を兼ねるものを含む） 3 建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅のうち （1）事務所 （2）日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 （3）理髪店、美容院、質屋、貸衣装屋、家庭電気器具店、クリーニング取次ぎ店 （4）学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 4 巡査派出所、公衆電話所その他建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 5 1～4に掲げる建築物に付属する建築物
	建築物の敷地面積の最低限度	170平方メートル
	建築物等の高さの最高限度	10メートル（軒の高さについては、7メートル）

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、当地区において地区計画を変更することにより、公園施設の柔軟な利活用を図り、住民が安心して住み続けられるとともに、若者・子育て世代の移住・定住を促進し、ニュータウンの再生と持続可能なまちの実現を目指すものである。

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

今回の変更は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）に基づく新用途地域の決定に合わせて、地区計画の修正を行うものである。